○農林水産省告示第二千三百三十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十五年七月二十六日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　長野県塩尻市大字奈良井字峠三の ロ、五、六の一、六の ロ、七の一、七の二、八の一、八の ロ、九の一、九の ロ、一〇の一、一〇の ロ、一一の一、一一の ロ、一二、一三のイ、一三の ロ、一四、一五の一から一五の三まで、一五の ロ、一五の ホ、一六から一八まで、一九の一、一九の二、一九の ハ、二〇、二九の ハ、三〇の一、三〇の二、二五三五の ロ、字上峠一〇〇の一、一〇〇の二、一〇〇のイの四、字豊口二五一八の四、二五一八の ホ

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県庁及び塩尻市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千三百三十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十五年七月二十六日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　長野県上伊那郡箕輪町大字東箕輪字間丁山三八三、字知久沢入三八八四の一、三八八四の二

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県庁及び箕輪町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千三百三十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十五年七月二十六日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　長野県須坂市大字塩野字塩名一二〇八の二、一二〇九の二（次の図に示す部分に限る。）

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県庁及び須坂市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千三百三十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十五年七月二十六日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　長野県下水内郡栄村大字北信字西入四四〇六・四四〇七の一（以上二筆国有林。次の図に示す部分に限る。）、四四〇八の一・四四〇九の一（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、四四一〇の一、字東入四四一二の一、字乗落四五〇八の一、四五〇八の一四、四五〇八の一七、四五〇八の一九の一、四五一九の三、四五二一、字袖ヶ孚子四五一〇の一、字中尾四五一七、四五一八の一、四五一八の四、四五一八の七、四五一八の九、四五一八の一〇

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字西入四四〇六・四四〇七の一（以上二筆国有林）、四四〇八の一、四四〇九の一、四四一〇の一、字東入四四一二の一、字乗落四五一九の一、四五一九の三、四五二一、字中尾四五一七、四五一八の一、四五一八の四、四五一八の七、四五一八の九、四五一八の一〇

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県庁及び栄村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千三百三十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十五年七月二十六日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　長野県上伊那郡箕輪町大字東箕輪字西林三七九五のイ、三七九五の ロ、三七九六から三七九九まで、字山越三八三〇

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県庁及び箕輪町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千三百三十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十五年七月二十六日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　大分県日田市大山町東大山字響岩山三八一四の一、三八一四の五から三八一四の七まで、三八一四の一三、三八一四の一四、三八一七、字大平三八一八の二、三八三五の一から三八三五の三まで、三八三六の一から三八三六の三まで、三八三九の一、三八四〇の一、三八四二の一、三八四三の一、三八四三の二、三八四五の一、字下ノ平三八六二の一、三八七〇の一

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字響岩山三八一四の一四・三八一七・字大平三八三五の一・三八四〇の一・三八四二の一・三八四三の一・三八四三の二・三八四五の一（以上八筆について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る、森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を大分県庁及び日田市役所に備え置いて縦覧に供する。）